

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|--|--|------------|
| No | 18 | 府省庁名 厚生労働省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他() | |
| 要望項目名 | パートタイム労働対策推進のための税制上の所要の措置 | |
| 要望内容(概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>○平成20年4月から施行された改正パートタイム労働法では、事業主は、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保や正社員への転換を推進するための措置を講じることにされていることから、同法に基づき、都道府県労働局雇用均等室で、事業主に対する助言・指導等を行っている。</p> <p>○パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保や正社員への転換に取り組む事業主を支援するため、均衡待遇・正社員化推進奨励金を支給し、その取組を促進している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>○パートタイム労働者の雇用管理の改善につながる一定の取組（職務評価の導入、正社員又は短時間正社員転換等）を実施した事業主に対し、税制上の所要の措置を講じる。</p> | |
| 関係条文 | 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第8条～第13条 | |
| 減収見込額 | (初年度) () (平年度) - (-) (単位：百万円) | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>パートタイム労働者の待遇を改善していくためには、パートタイム労働法に基づく規制的手段のみでは十分ではなく、事業主の自主的な取組を促すことが不可欠である。そのため、パートタイム労働法の見直しにあわせ、パートタイム労働者の待遇改善に取り組む事業主に対する税制上の優遇措置を講じる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少社会を迎え、労働力供給が制約される日本では、日本経済を支える労働力として、パートタイム労働者の重要性が高まっている。パートタイム労働法の施行によりその雇用管理は一定程度改善されたものの、年齢や勤続年数にかかわらず、賃金はほとんど変わらないなど、正社員との間に依然として格差が生じている。このようなことから、パートタイム労働者の均等・均衡待遇をさらに推進していく必要がある。</p> <p>「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）でも、「デフレ脱却と経済活性化に向け、「非正規雇用と正規雇用の均等・均衡処遇の実効性を高め、キャリア形成や正規雇用転換を支援する」こと、「分厚い中間層の復活」のため、「全員参加型社会の実現を図」り、「非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す」ことが必要とされている。また、[生活・雇用戦略]として、「同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇…により雇用の質の向上を図る」ことが掲げられている。</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | - | |

| | | |
|-----|----------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 基本目標Ⅵ：男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標 1：男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均衡待遇等を推進すること |
| | 政策の達成目標 | パートタイム労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を推進すること |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | 都道府県労働局雇用均等室のパートタイム労働法に関する指導状況 ・平成 20 年度：6, 273 事業所に対し報告徴収を実施し、8, 900 件の是正指導を行った。 ・平成 21 年度：13, 992 事業所に対し報告徴収を実施し、25, 928 件の是正指導を行った。 ・平成 22 年度：12, 590 事業所に対し報告徴収を実施し、26, 091 件の是正指導を行った。 ・平成 23 年度：10, 647 事業所に対し報告徴収を実施し、24, 754 件の是正指導を行った。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | パートタイム労働者を雇用する事業主のうち、パートタイム労働者の待遇改善のために一定の自主的な取組を行う事業主が対象になると見込まれる。 |
| | 要望の措置の効果見込み (手段としての有効性) | 職務評価の導入、正社員転換又は短時間正社員転換等に係る割増償却措置等を講じることにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善を進める事業主の税負担が軽減され、パートタイム労働者の均等・均衡待遇や正社員への転換に係る事業主の自主的な取組が促進される。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税についても、同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 有期契約労働者、パートタイム労働者、派遣労働者等に対する正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等を行う事業主への助成を行う予定である（均衡待遇・正社員化推進奨励金を改組予定）。 |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 有期契約労働者、パートタイム労働者、派遣労働者等に対する正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等を行う事業主への助成は、パートタイム労働者を含む非正規労働者のキャリアアップの促進の観点から、欠損法人を含む法人全体を対象とする支援として実施するものであるのに対し、税制上の優遇措置は、パートタイム労働者の公正な待遇やパートタイム労働者が正社員と同等の評価・待遇が得られる働き方を実現することがより期待できる成長企業等に対して、その税負担を軽減するものである。 |
| | 要望の措置の妥当性 | 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）で、「新成長戦略実現、特に、「雇用」を基軸とした経済成長を推進する観点から、（中略）①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。」とされている。本要望はこれに基づく要望である。 |

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | 平成 24 年度要望提出 |